

第3章 本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域包括ケアシステムを構築するための地域包括ケア計画として策定した前々計画は、団塊世代が後期高齢者に達する令和7（2025）年を主に見据えたものでした。前計画では、令和7（2025）年以降も団塊世代の加齢に伴う疾病リスクの高まりにより介護需要は増加し続け、さらには団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22（2040）年までは長期的に高齢化が進行することを見込み、中長期的な視点で計画を策定しました。

本計画は、これまでの計画からの継続的な計画として、中長期的な介護需要の増加や、それに伴う介護職をはじめとする支え手の創出・育成の必要性を見据え、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくものです。そのため、基本理念は前計画の考えを継承し、その実現に向け取組を進めていきます。

基本理念

住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川

今後、高齢化がさらに進むと、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯や、医療・介護が必要となる高齢者のさらなる増加が予測されます。これに伴い、高齢者を公的なサービスだけで支えることが難しくなっていくことが予測されます。

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康寿命の延伸とともに、人生の最終段階において医療・介護が必要となっても、その人の状態に応じて、自分らしい毎日を過ごすことができ、さらに在宅での看取りを希望する人には、それがかなう体制を構築していくことが必要となります。そして、その実現のためには、地域住民やボランティアなど、身近であたたかみのある支え合いや助け合いが重要となります。

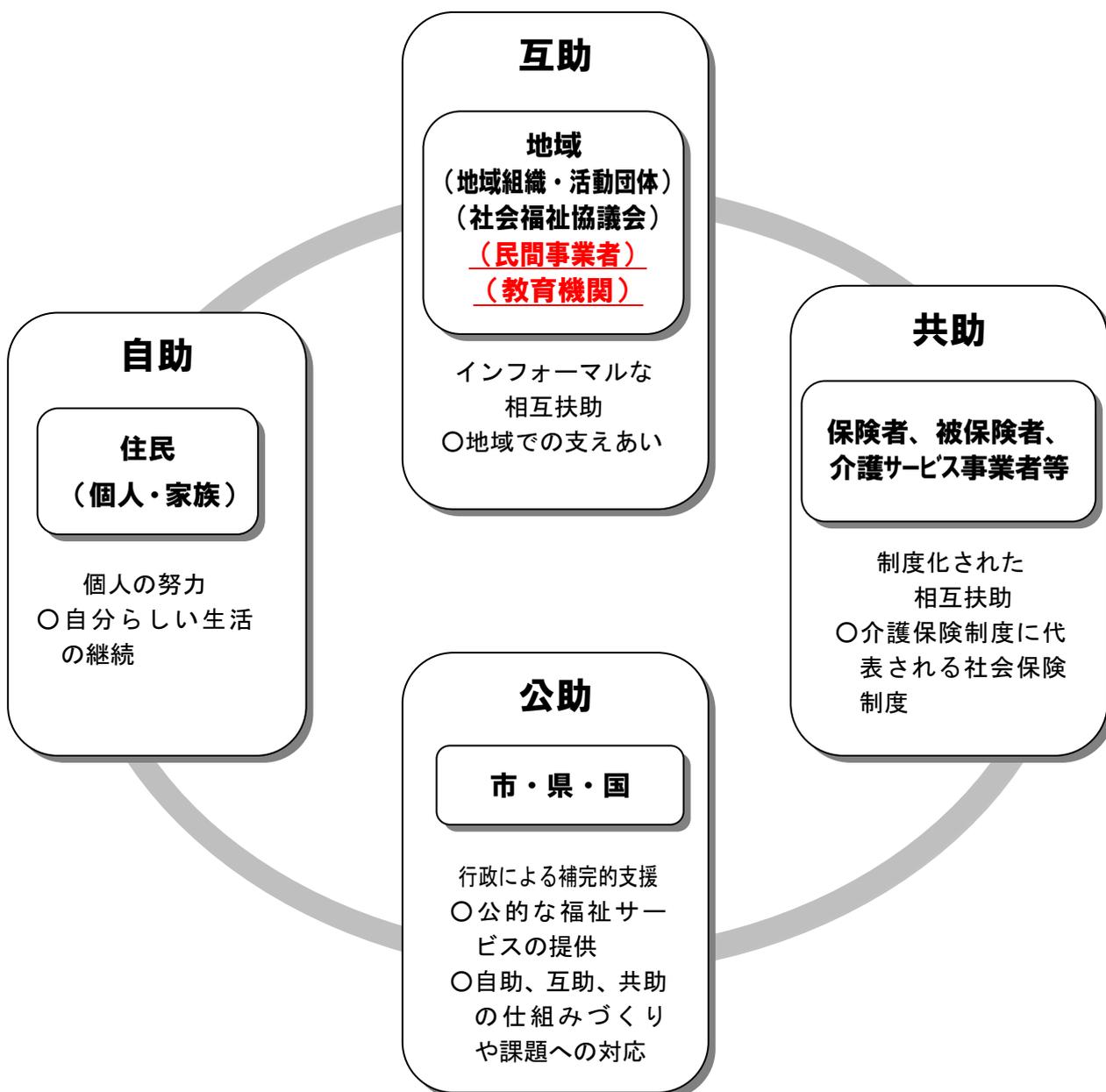
これらを踏まえ、高齢者を取り巻く複雑・多様化した生活課題に対し、きめ細かく対応していくためには、「共助」「公助」といった公的な福祉サービスの充実及び連携に加え、高齢者本人や家族による「自助」及び、地域のネットワークの再編や多様な地域資源の創出など「互助」の支援にも取り組むことが必要となります。

そこで、本計画では「住み慣れた地域で支えあい 年輪をかさねるまち 加古川」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの実現に向けた、協働によるまちづくりを推進していきます。

2. 基本的な視点

基本的な福祉ニーズは、保険制度「共助」や公的な福祉サービス「公助」で対応するという原則を踏まえつつ、高齢者自らが生活を支え、自分らしい生活を続ける「自助」や、地域住民だけでなく地域の多様な主体の協働による支えあいや見守りといった「互助」のまちづくりを進めていくことが重要です。とりわけ、「自助」「互助」については、地域における住民主体の課題解決力を高め、多様な担い手がそれぞれの役割分担の下、協働により創り上げていくことが必要となります。

■図 協働による取組のイメージ



「地域共生社会」の実現

協働によるまちづくりを進めていくためには、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを推進していくことが重要です。また、その体制づくりの支援として、他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能及び様々な地域課題を「丸ごと」受け止める場を創ることで、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の強化

介護保険制度の改正や、本市における現状を踏まえながら、団塊世代が、75歳に到達する令和7（2025）年を見据え、本計画では、これまでの計画から進めている地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を継続・強化して推進します。

主な取組

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②地域包括支援センターの機能強化
- ③認知症施策の推進・強化
- ④生活支援サービスの充実
- ⑤介護予防・生活支援サービス事業の実施
- ⑥一般介護予防事業の実施
- ⑦地域ケア会議の機能強化
- ⑧介護保険制度の円滑な運営の推進
- ⑨介護保険サービスの質の向上

地域包括ケアシステムにおいて、重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議において、個別の事案を積み重ねながら、地域における課題の発見や、課題解決への取組の実践、さらには、高齢者施策への反映などにつなげていきます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、生活支援を必要とする高齢者が増えることから、インフォーマルサービスを含めた多様な主体の協働による生活支援サービスの充実を図ります。さらに、今後、ますます増加していくことが予測される認知症高齢者についても、国の認知症施策推進大綱等を踏まえ積極的に推進していきます。特に、高齢者の地域での通いの場などへの社会参加の機会を増やすことによって、認知症の発症を遅らせ、進行を緩やかにして、地域の人たちと共に暮らし続けられる仕組みづくりに取り組めます。

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であることから、健康づくりと併せて介護予防の充実を図ります。たとえ介護が必要な状態になった場合でも、適切に介護保険サービスを受けられ、医療との連携により継続的に生活を送ることができるよう支援体制を強化します。また、そのためには、介護分野で働く人材の確保が必要になることから、令和 22（2040）年も見据え、将来的な担い手となる若い世代や中高年世代に対して、高齢者の尊厳や介護の重要性などの周知・啓発に努めます。

人生会議（ACP）の考え方の普及

本市では、従来から在宅で看取りをするための医療と介護の連携推進などに取り組んできました。全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、今後は、もっと早い時期から、いずれ受けることになる介護や医療、そして看取りについて、家族などの身近な人や医療・介護においてかかわりのある人と話し合い、準備できるような仕組みづくりが重要になります。

家族らと繰り返し話し合い、自身の希望について共有し、たとえ本人が意思を示せなくなったときでも介護や医療の関係者に伝えられるようにする仕組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

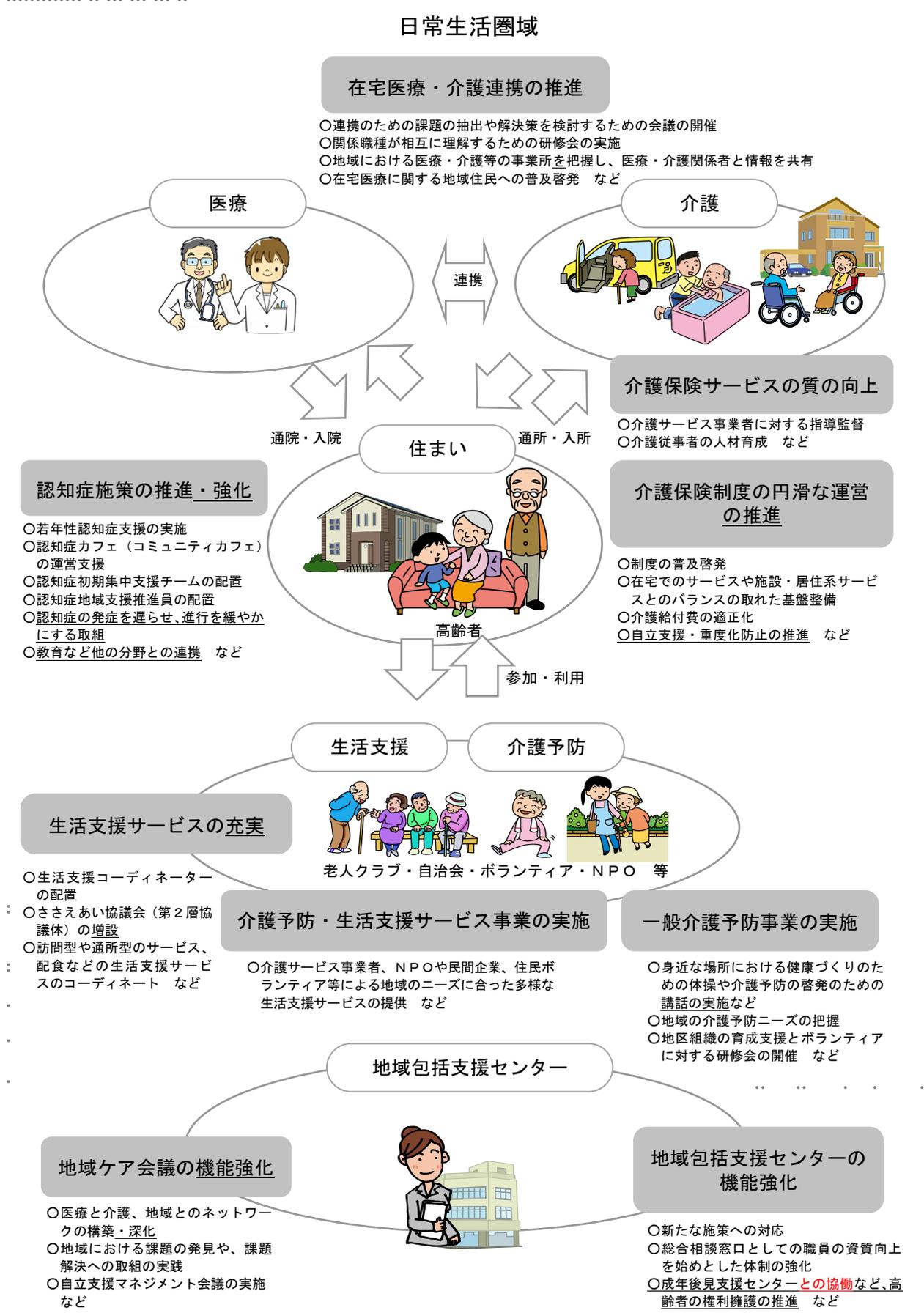
本計画期間には、まずは人生会議という考え方の周知・啓発に努めます。そして、医療・介護関係者と協力して、高齢者が療養場所などを変っても本人の希望に関する情報が途切れないような仕組みづくりについて取り組んでいきます。

「新しい生活様式」を踏まえた取組の検討

令和2（2020）年に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行により、いきいき百歳体操などの通いの場の自粛や、デイサービスの利用、介護施設の面会制限などが余儀なくされ、高齢者の健康づくりや介護予防、医療や介護サービスの提供に、今もなお影響が生じています。

本計画では、新しい生活様式を念頭に置きつつ、高齢者の健康と地域活動などのバランスを図りながら様々な取組を進めます。そして、地域包括ケアシステムの基本となる人と人とのつながりに支障をきたす事態が生じた場合でも、いかに柔軟かつ適切に対応できるかについて検討します。

■図 地域包括ケアシステムのイメージ



3. 基本目標

基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の役割を明確にした目標を設定するとともに、前計画に引き続き、「公助」「共助」は元より「自助」「互助」への支援にも重きを置いた展開を図ります。

また、全ての目標をより効果的に推進していくため、地域における多様な支援の担い手の確保が重要と考え、「人づくり」を基本目標の一つとして定めています。

基本目標 1 高齢者が自分らしく暮らせる地域づくり 【自助】

今後、高齢者は増加しますが、全ての高齢者が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境づくりを推進します。

また、高齢者が少しでも体力低下を遅らせ、自立した生活を維持していけるように、「健康づくり」や「介護予防」への自発的な取組を促進するとともに、生きがいを創出したり、社会的孤立を防いだりすることができるよう、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくりなどの様々な地域活動を通じた幅広い社会参加と地域の交流の活性化を促進します。

基本目標 2 高齢者を互いに支えあう地域づくり 【互助】

高齢者の多くは、住み慣れた地域での暮らしを望んでおり、高齢者福祉サービスや介護保険サービスなどの公的なサービスと併せ、地域での支え合いが重要になります。そのため、「地域共生社会」の実現に向けた考え方に基づき、他人事を「我が事」に変える働きかけや、様々な地域課題を「丸ごと」受け止める場の設定を推進します。

また、住民を主体とした地域の課題解決力を高めていき、支援が必要な人に適切なサービスを提供するとともに、地域福祉活動を推進し、住み慣れた地域で、互いに支え合う体制づくりに取り組みます。そのために、「ささえあい協議会」などの、地域で話し合い、情報を共有する場を強化していきます。

基本目標 3 介護保険事業の円滑な管理運営

【共助】

介護が必要な状態になっても、高齢者が一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられるよう、介護サービス基盤の整備に継続して取り組みます。

さらに、介護保険制度が持続可能な制度として円滑に運営されるよう、介護保険制度に関する知識の普及啓発に努めるとともに、公平・公正なサービスの提供を行うため、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組み、介護保険制度の信頼を高めます。

基本目標 4 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

【公助】

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「日常生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する仕組みである地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

複雑・多様化している高齢者の生活志向及び様々な健康状態にきめ細かく対応することを目指して、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進及び認知症施策の推進・強化に取り組みます。さらに、高齢者を介護する家族への支援を充実していきます。

また、本人の希望を尊重した人生の最終段階の過ごし方について、理解を深める取組をいっそう進めるとともに、家族や地域の人たち、医療・介護分野で働く人たちが、本人との意思の疎通を深められる仕組みづくりに努めます。

さらに、「成年後見支援センター」を核として、高齢者の権利を守る取組を強化していきます。

基本目標 5 高齢者の明日を支える人づくり

【人づくり】

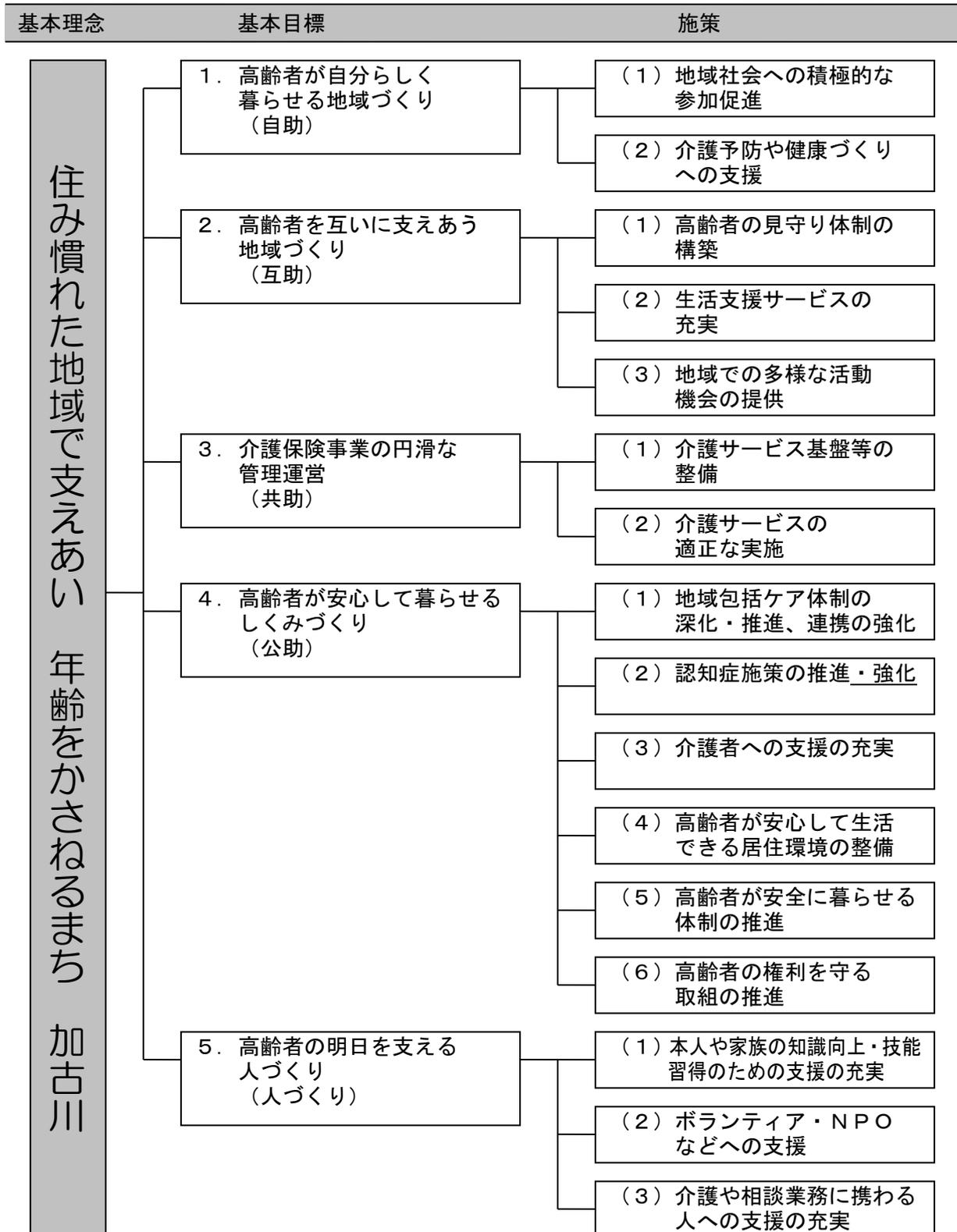
高齢期に必要な幅広い情報を提供すること等により、本人の希望や選択に基づき、本人や家族が自ら考え、理解し、これからの生活に対しての心構えを持つことを促していきます。

また、地域の中にいる多様な人材が、その特性を活かしながら地域活動や福祉活動に参加できるよう促進し、地域生活を支える担い手の育成を進めます。

さらに、介護サービス基盤の整備を着実に進めることを目的として、介護や相談に携わる人の育成を支援します。

4. 計画の体系

地域包括ケアシステムを構築していくために、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割の下、社会的動向や制度改正などを踏まえた施策を位置付け、さらに全ての施策をより効果的に推進していくための「人づくり」を目標として掲げ、以下の体系で施策を展開していきます。



5. 日常生活圏域の設定

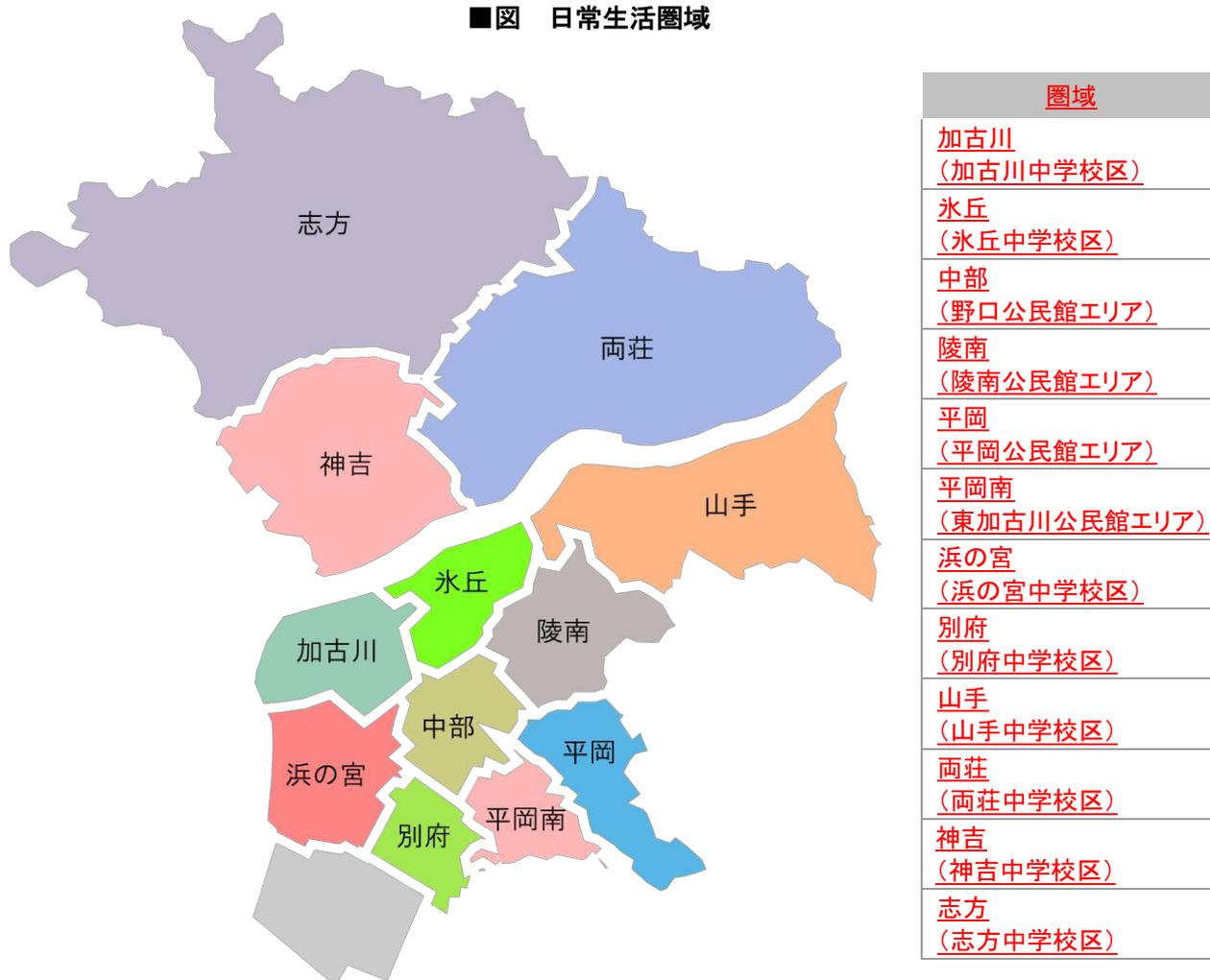
これまでの計画では、市内に9か所設置している市民センターを中心とする9つのブロックを日常生活圏域として設定してきました。

今後、現在の前期高齢者が後期高齢者になっていく中、高齢者が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを進めるためには、介護サービスの基盤整備や、健康づくり・介護予防などについて、地域特性に応じた、よりきめ細やかな取組が必要です。

以前より本市では、12ある中学校区（基幹的住区）を広域的なコミュニティ活動の単位として様々なまちづくりを進めています。また同じく12ある公民館は、市民の生涯学習の機会を提供するとともに、地域活動、地域交流の場として活用されています。介護保険の生活支援体制整備事業においても、この「12」という単位で「ささえあい協議会」の設置を進めているところです。

よって、今期の計画から、施策をより効果的に推進するため、日常生活圏域を9ブロックから12ブロックに改めます。

■図 日常生活圏域



6. 本計画の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取組の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、計画の進行管理をします。結果や成果を評価すること、住民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。

■図 PDCAサイクル

